

<報道発表資料>

令和7年8月29日
東山区役所地域力推進室
東山区社会福祉協議会
京都府東山警察署

モニター付きインターホンの支給希望者の募集

～世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動～

東山区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、防犯の取組を推進しています。

近年、悪質な訪問販売等が多発しており、モニター付きインターホンがない家は犯罪の標的となりやすい傾向にあります。そこで、町家や古民家が多く残る東山区では、防犯対策を強化するため、モニター付きインターホンを支給します。



【概要】

- 対象
東山区内に住所があり、かつ実際にお住まいの方（以下、「対象者」という）
- 内容
モニター付きインターホンを対象者がおられる世帯につき、1台支給します。
- 申請期間
令和7年9月17日(水)～10月17日(金)
- 支給台数
約5台
※予算の範囲内で決定いたします。

● 申請方法

「東山区モニター付きインターホン支給申請書」に本人の居住地が確認できる書類（マイナンバーカード等の身分証明書）の写しを添えて提出してください。

申請の相談、申請様式の配布、申請の受付にお越しいただく場合は、10月17日（金）までの月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時～正午、午後1時～5時の間に、東山区総合庁舎2階地域力推進室にお越しください。お越しの際には事前に電話で訪問日時をお知らせください。申請様式は区ホームページ（下記参照）からダウンロードできます。

● 支給条件

- （1）東山区内に住所を有し、現に居住していること
- （2）居住地にモニター付きインターホンが設置されていないこと
- （3）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない者であること
- （4）「東山区モニター付きインターホン支給事業実施要綱」を遵守すること
※要綱は区ホームページ（下記参照）からダウンロードできます。

● 支給の決定

申請の内容を審査のうえ、令和7年11月中旬を予定
※審査は対象者の年齢や世帯構成等を総合的に判断します。

● 経費負担

モニター付きインターホンの支給は無償（設置工事含む）とします。ただし、次に掲げる費用については、使用者が負担するものとします。

- （1）使用に係る電気料
- （2）破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用、その他維持管理等に要する費用

<お問合せ先>

東山区役所地域力推進室まちづくり担当

〒605-8511 京都市東山区清水五丁目130番地の6

電 話：075-561-9114

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000343518.html>

